

第3章

計画の将来像と目標



3-1. 自転車活用の基本的な考え方

3-2. 計画の基本理念

3-3. 計画の将来像

3-4. 計画の目標(成果指標)

3-5. 計画の柱(たのしむ、まもる、はしる、とめる)

第3章 計画の将来像と目標

3-1. 自転車活用の基本的な考え方

○複数の交通手段において、移動距離別にかかる所要時間を比較すると、5km 以内の移動であれば自転車の所要時間が最も少なくなり、短距離ではもっとも素早く移動できる、徒歩や公共交通と並ぶ人中心の交通手段であるといえます。

(1) 近距離の移動で最も重視する交通手段

○自転車は、市民にとって手軽で身近な交通手段であり、特に街なかでの 5km 未満の移動では最も速い交通手段です。近距離の自動車利用の抑制を図ることから、徒歩や公共交通と連携した人中心の移動を支える手段として、交通体系における自転車の位置付けを明確化し、自転車を「近い距離の移動で最も重視する交通手段」として位置付け、活用を推進していきます。

(2) 市民の健幸[※]を増進し、環境にやさしい交通手段

○通勤・通学・買物等の日常的な移動や、スポーツ、レクリエーションでの自転車利用による健康増進効果や地域への経済効果、CO₂削減等の環境負荷の軽減効果が期待されることから、自転車を「市民の健幸を増進し、環境にやさしい交通手段」として位置付けるとともに、脱炭素社会の実現や持続可能なまちづくりに貢献するモビリティとして、まちづくりを推進していきます。

※健幸：身体面での健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、心豊かな生活を送れること。（さいたま市「スマートウェルネスさいたま」推進ガイドライン）



3-2. 計画の基本理念

- 自転車が多様な価値を持つ移動手段として近距離移動を支え、徒歩や公共交通と連携しながら、まちづくりや市民生活の質の向上に寄与するという基本的な考え方を踏まえ、本計画では自転車施策の根幹となる基本理念として、誰もが安全・安心、快適に自転車を利用できるまちづくりを定めています。
- 第1次計画で定めたこの理念は、社会情勢や環境、制度の変化の中でも、自転車の利便性・健康・環境など多様な価値が発揮されることの重要性は変わらず、脱炭素や持続可能なまちづくりへの貢献という視点を加えつつ、市民・事業者・行政の協働により利用環境をつくるという普遍的な方向性も、引き続き自転車施策の根幹になります。
- また、自転車利用の減少や短距離移動でのクルマ選択などの課題を踏まえ、自転車を活用する機会を広げ、市民や事業者があらゆる場面で自ら選択する社会の実現を目指します。そのためには、行政に加え市民・事業者など多様な主体が共創し、人中心の移動と地域の回遊性を支えるモビリティとしての役割を高める、新たなパートナーシップを築くことが重要です。

市民・事業者・行政が協働して、誰もが、交通ルール・マナーを守り、安全・安心に、そして、快適に自転車を利用できるまちづくりを進めます。

「誰もが」～全ての立場の利用者～

- ・若者から高齢者、男性も女性も、居住者から来訪者、健常者から障がい者など全ての人々
- ・通勤、通学、買物、余暇など全ての利用目的の人々
- ・自転車利用者、歩行者、自動車利用者、それぞれの立場を配慮し、お互いを理解して尊重



3-3. 計画の将来像

○将来像は、市民や事業者、行政が共有するビジョンであり、中長期的に目指すべき目標像です。その実現のための取組を第4章の施策方針・個別方策に整理します。

人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま

～スポーツ、観光、業務等による健康増進など「元気な暮らしを支える体力づくり」

～環境負荷の軽減など「快適を未来につなげるまちづくり」

～誰もがルールとマナーを守る「思いやりのある人づくり」

～自転車で走り、楽しさや喜びなど「風を感じる空間づくり」



3-4. 計画の目標(成果指標)

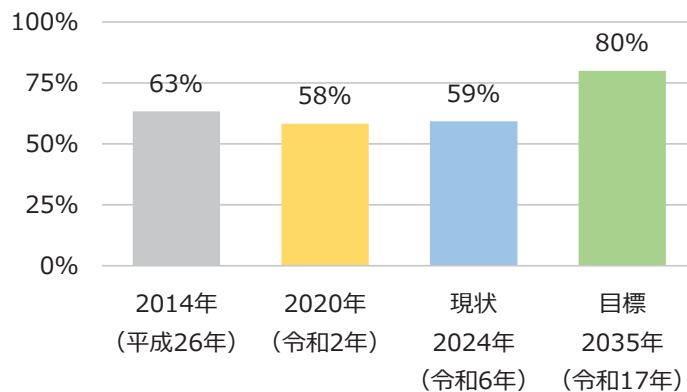
○計画の目標は、「3-3 将来像」の達成度を確認するために、第1次計画の成果指標である「自転車の利用」、「自転車の事故」、「市民の満足度」の3つを、引き続き設定します。

○これらの指標の設定は、自転車施策の効果を総合的に把握し、施策の成果や市民生活への影響を客観的かつ継続的に、第1次計画からの比較で評価することも狙いとしています。

(1)自転車の利用

○自転車利用者（週1回以上）の割合の増加

- ・通勤・通学だけでなく、余暇での自転車活用を促進し、健康増進、環境負荷低減に繋がるよう、週1回以上の自転車利用者の割合について、80%以上を目指します。



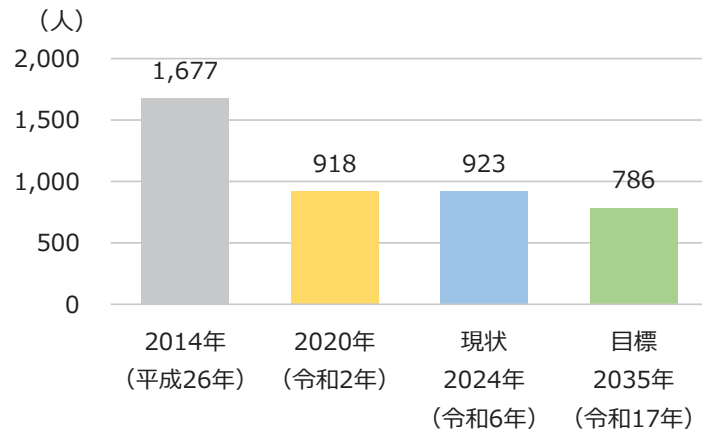
資料:市民アンケート調査結果

図 3-1 自転車利用者（週1回以上）の割合

(2)自転車の事故

○自転車事故死傷者数（人/年）の減少

- ・計画策定当初の目標値である自転車事故死傷者数「1,000 人未満」を達成したものの、近年、市内での交通事故による死傷者数は減少傾向にあり、自転車に関連する事故の死傷者数は、減少のペースが鈍化しているため、さいたま市総合振興計画実施計画（2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度）と整合を図り、目標値を「786 人」に設定します。



資料：2014(平成 26)年・2020(令和 2)年・2024(令和 6)年実績(埼玉県警提供)

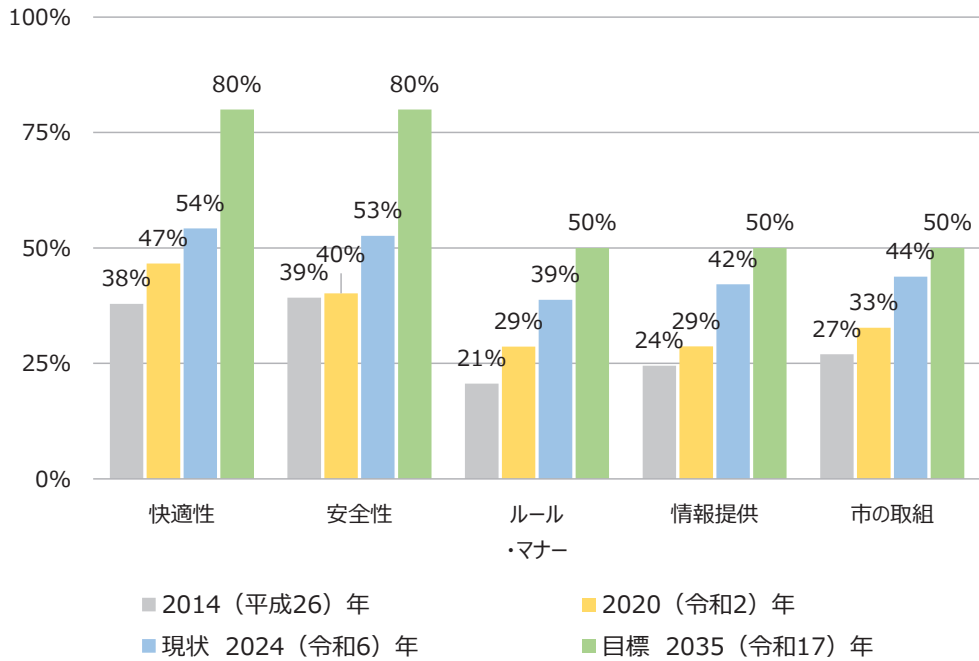
図 3-2 自転車事故死傷者数

※単純な事故件数は人口や自転車利用者数の増減に影響を受けると考えられるため、今後は「自転車利用者 1,000 人あたりの事故件数」等の基準化した指標についても継続的にモニタリングし、施策の効果を検証していきます。

(3)市民の満足度

○自転車に関する満足度の向上

- ・自転車利用環境に関する満足度について、引き続き全ての項目の満足度を計画策定当初より倍増することを目指します。



資料:市民アンケート調査結果

図 3-3 自転車に関する満足度



3-5. 計画の柱(たのしむ、まもる、はしる、とめる)

○自転車を活用したまちづくりは、「はしる」、「まもる」、「とめる」、「たのしむ」の4つの施策を柱として総合的に進めていくことにより、本計画の将来像に掲げている「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を図っていきます。



- 自転車関連イベントの開催・支援、通勤や買い物等の日常から余暇まで自転車をより楽しめる環境づくりの推進、自転車活用の担い手の育成など、自転車でたのしむ機運を醸成する取組
- レクリエーションルートの整備やサイクリングマップの作成など、自転車のまちの魅力を高める取組



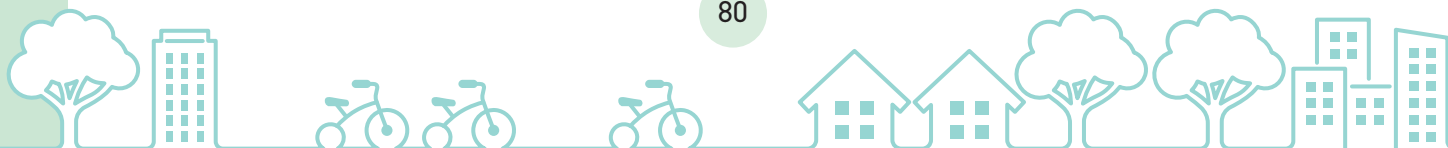
- 自転車利用のルール・マナーの周知啓発、定期点検・保険加入に関する情報提供など安心・安全な自転車利用を推進するための取組
- 自転車関連事故の分析による危険箇所対策や効果的なルール・マナー啓発方法の検討など、自転車関連事故の防止・抑制のための取組



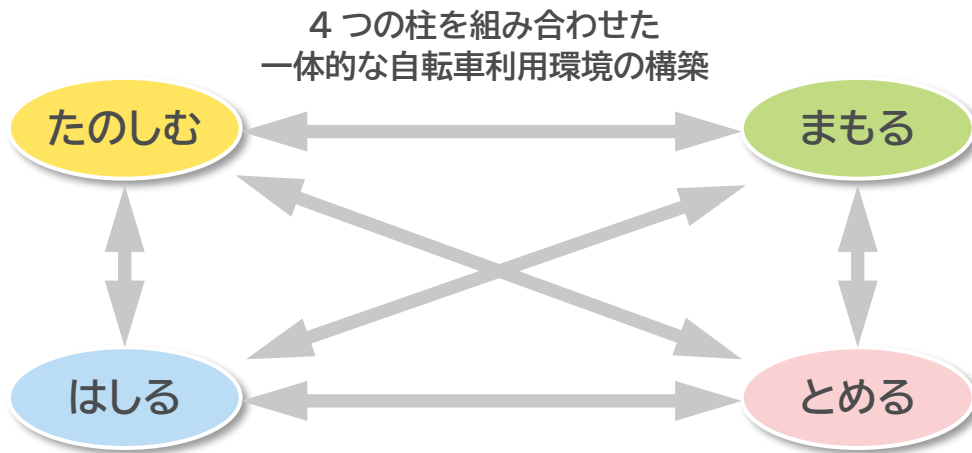
- 自転車道・自転車専用通行帯の整備、交差点の安全対策など、自転車通行環境の整備を推進する取組
- 近距離の移動における自転車の活用促進、シェアサイクルのエリア拡大、日常生活での自転車利用を促進する取組



- 需給バランスに対応した駐輪場の整備、民間との連携強化など、駐輪環境の利便性を高める取組
- 放置自転車の解消のための取組



○「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」の4つの柱について、それぞれを組み合わせることで、一体的な自転車利用環境の構築を目指します。



計画の柱の組み合わせ例



サイクリングマップにおける自転車ルール等の掲載による交通ルール・マナーの啓発

【サイクリングマップへの自転車ルール掲載】

○交通ルール・マナーについて

- 歩行者の近くを通るときは、徐行しましょう。
- 公園内を通るときは、自転車を降りて歩きましょう。
- 交差点を右折する際は、以下のように2段階右折をしましょう。

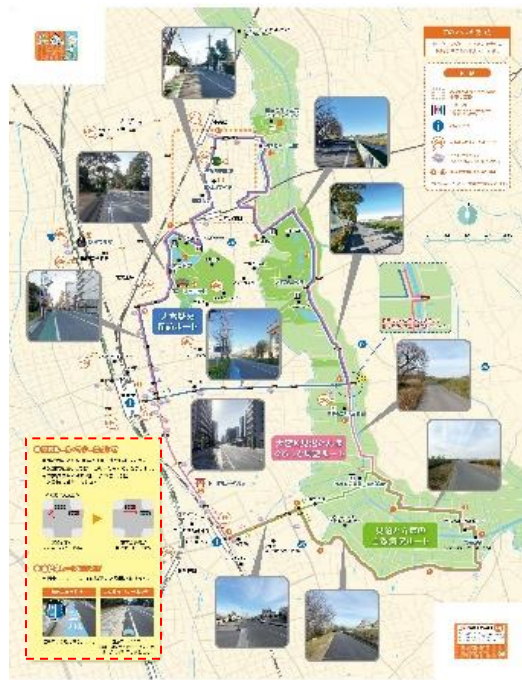
<右折の方法>

道路を渡り、交差点手前で止まる。 正面の信号が青になったら進む。

○自転車レーンについて

自転車レーンには、主に以下の2種類があります。

<p>自転車専用通行帯</p> <p>自転車しか通行できません。</p>	<p>車道混在（法定外表示）</p> <p>自動車、バイク、原動付自転車も通行できるので、譲り合って利用しましょう。</p>
---	---



資料:さいたま市サイクリングマップ(大宮駅・さいたま新都心駅周辺)

まもる



はしる

自転車レーンの利用者に向けた走行ルールに関する注意喚起を促す看板設置

【傘差し運転注意喚起看板の設置】



資料:さいたま市資料

とめる



たのしむ

サイクリングロード沿線などに、サイクリストが安心して駐輪・休憩利用ができる施設「さいクルステーション」を認定・紹介

【さいクルステーションの認定・紹介】



のぼり旗



ステッカー



資料:さいたま市ホームページ

たのしむ



はしる

サイクリングが楽しめる
レクリエーションルートの整備

【レクリエーションルートの整備例】



資料:さいたま市資料

とめる



まもる

歩行者の快適性や安全を確保するために、中心市街地等への自転車乗り入れ規制に合わせた駐輪場を配置

【中心部への軽車両（自転車を含む）の走行抑制と自転車等駐車場への誘導】



資料:自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(国土交通省)



とめる



はしる

レクリエーションルート等の整備に併せた
サイクルサポート施設(駐輪ラック)等の整備

【サイクルサポート施設(駐輪ラック等)の設置・認定】



資料:さいたま市資料

